

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2020 年 第 2 回 一部改正

2020 年 第 2 回 一部改正

2020 年 12 月 24 日 規則 第 107 号／達 第 57 号

2020 年 8 月 5 日 技術委員会 審議

2020 年 12 月 3 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

B 編

船級検査

2020 年 第 2 回 一部改正

2020 年 12 月 24 日 規則 第 107 号

2020 年 8 月 5 日 技術委員会 審議

2020 年 12 月 3 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2020 年 12 月 24 日 規則 第 107 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

5 章 定期検査

5.6 低引火点燃料船の特別規定

5.6.1 一般*

低引火点燃料船の定期検査では，前節までの規定によるほか，**5.6** の規定を適用する。

5.6.2 検査*

低引火点燃料船の定期検査では，**4.6.2** に規定する検査を行うほか，表 **B5.29** に掲げる項目について詳細に検査し，良好な状態にあることを確認する。

表 B5.29 を次のように改める。

表 B5.29 低引火点燃料船の定期検査における追加要件

検査項目	検査内容
1 燃料貯蔵タンク	下記について検査及び試験を行う。(注1) (a) すべての燃料貯蔵タンクの内部検査。交通用の開口のないタイプ C の真空断熱式燃料貯蔵タンクにあっては、当該内部検査を実施しなくて差し支えない。当該タンクに真空度を監視する装置が備えられている場合には、当該装置の現状及び記録を確認する。 (b) 防熱されていない燃料貯蔵タンクの表面あるいは防熱の外観検査(注2) i) 特にタンクの支持装置を構成するチョック、タンクの支持材及びキー等の近傍に注意する。検査員が必要と認める場合は、防熱材の取り外しを要求することがある。 ii) 構造の保全性に疑義が認められた場合、非破壊検査を要求する場合がある。 (c) 検査員が必要と認める場合は、タンク板の板厚計測を要求することがある。 (d) タイプ B の独立型燃料貯蔵タンクでは、承認された計画に従って非破壊検査を行う。なお、この計画は設計に応じて立案されたものでなければならない。タイプ B の独立型燃料貯蔵タンク以外の燃料貯蔵タンクでは、検査員が必要と認める範囲で、タンク板、主構造部材及び特に高応力が生じやすいと考えられる箇所の溶接継手の非破壊検査を行う。(注3) (e) すべての燃料貯蔵タンクの漏れ確認試験を行う。 上記(a)～(e)に規定する検査の結果により燃料貯蔵タンクの保全性に疑義が認められた場合は、下記圧力による燃料貯蔵タンクの水圧または水圧-空気圧試験を行う。 タイプ C の独立型燃料貯蔵タンク：圧力逃し弁の最大許容設定圧力（以下、本編において「MARVS」という。）の 1.25 倍以上の圧力 一体型の燃料貯蔵タンク及びタイプ A 及び B の独立型燃料貯蔵タンク：それぞれの燃料貯蔵タンクの設計に応じた適当な圧力（実行可能な限り、タンク頂部において MARVS 以上の圧力を生じさせる圧力とする） (a)～(e)の検査に加えて、タイプ C のすべての独立型燃料貯蔵タンクでは偶数回目の定期検査で、次の i) 又は ii) に規定する検査を行う。 i) MARVS の 1.25 倍以上の圧力による水圧又は水圧-空気圧試験及び(d)に定める非破壊検査 ii) 燃料貯蔵タンクの設計に応じて立案された計画に従った非破壊検査(注4) 上記の水圧又は水圧-空気圧試験は、水の使用が許されない場合及び燃料貯蔵タンクの使用を開始する前に該当タンクを乾燥させることができない場合、検査員が認める代替の試験流体又は試験方法によることができる。
(2 から 7 は省略)	

注

- 1 メンブレン方式タンクに関しては、各タンク方式について承認された方法に応じ特別に立案された計画に従って検査及び試験を行う。
- 2 防熱面の調査が全く不可能な場合は、燃料貯蔵タンクの冷却時に周囲構造材のコールドスポットの調査を行う。ただし、低引火点燃料のパンカリングに関する供給記録簿の調査により、燃料貯蔵タンク及び防熱材の保全性が確認された場合、コールドスポット調査は省略して差し支えない。
- 3 タイプ C のタンクの場合には、すべての非破壊検査を免除することは認められない。また、高応力が生じやすいと考えられる箇所として、下記のような箇所が挙げられる。
 - －燃料貯蔵タンク支持装置並びに横揺れ及び縦揺れ防止装置
 - －ウエブフレーム及び補強リング
 - －制水隔壁の周壁
 - －ドーム及びサンプとタンクとの接合部
 - －燃料ポンプ台、パイプタワー支持材、はしご支持材等
 - －配管接合部
- 4 承認された非破壊検査の計画がない場合は、下記のような高応力箇所の溶接継手のそれぞれ少なくとも 10% について、非破壊検査を行う。この検査は、適宜、タンクの内外面から行い、必要に応じて防熱材を取外して行う。
 - －燃料貯蔵タンク支持装置並びに横揺れ及び縦揺れ防止装置
 - －補強リング
 - －パイロブ型タンクのタンク及び縦隔壁との Y 字継手部
 - －制水隔壁の周壁
 - －ドーム及びサンプとタンクとの接合部
 - －燃料ポンプ台、パイプタワー支持材、はしご支持材等
 - －配管接合部

- 5 適切な方法による加圧あるいは真空試験及びコールドスポット検査を行う。ただし、低引火点燃料のバンカリングに関する供給記録簿の調査により防熱材の安全性が確認された場合には、コールドスポット検査は省略して差し支えない。
- 6 機関計画検査を準用し、5年を超えない間隔で当該圧力逃し弁を開放して検査し、調整、機能試験及び封印を行っていたことが記録により確認できる場合には、定期検査時は、当該圧力逃し弁の可能な範囲の外観検査に留めて差し支えない。
- 7 機関計画検査を準用し、5年を超えない間隔で当該圧力・真空逃し弁、ラブチャディスク又はその他の圧力逃し装置を開放して検査し、設計に応じて必要な試験及び再調整を行っていたことが記録により確認できる場合には、定期検査時は、それぞれ、当該当該圧力・真空逃し弁、ラブチャディスク又はその他の圧力逃し装置の可能な範囲の外観検査に留めて差し支えない。
- 8 前回の定期検査より後に、個々の装置について、継続的な開放検査及び効力試験が本会検査員立会のもと実施され、その記録が確認されたものについては、可能な範囲の外観検査に替えることができる。
- 9 各装置の開放検査については、機関計画検査を適用する場合は、定期検査時における当該検査は、可能な範囲の外観検査に替えることができる。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2020年12月24日から施行する。

3 章 年次検査

3.3 機関の年次検査

3.3.5 選択式触媒還元脱硝装置等に対する検査

-1.(5)を次のように改める。

-1. 選択式触媒還元脱硝装置を備える船舶にあっては、当該装置について、次の**(1)**から**(5)**に規定する検査を行う。

((1)から(4)は省略)

(5) 次の**(a)**から**(~~fe~~)**に掲げる事項について作動試験を行う。

((a)から(d)は省略)

~~(e) 安全シャワー~~

~~(fe)~~ 洗眼器

附 則（改正その2）

1. この規則は、2021年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載される選択式触媒還元脱硝装置であって、施行日前に承認申込みのあったものについては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載される選択式触媒還元脱硝装置であって、施行日前に承認申込みのあったものに適用することができる。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前1.及び2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2020 年 第 2 回 一部改正

2020 年 12 月 24 日 達 第 57 号

2020 年 8 月 5 日 技術委員会 審議

2020 年 12 月 24 日 達 第 57 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B9 機関計画検査

B9.1 機関計画検査

B9.1.2 機関継続検査（CMS）

-6.(2)を次のように改める。

-6. 確認検査

機関及び装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において、船内の保守作業として機関及び装置が-3.に定める受検計画書に従って開放され、かつ、開放点検時の記録が整備されている場合は、次に定める確認検査を行うことにより検査員立会による開放検査に代えることができる。この場合、次の開放点検期日は開放点検日から 5 年とする。

((1)は省略)

(2) 確認検査の対象

確認検査の対象となる機器は次のとおりとする。

- (a) 主機として用いられる往復動内燃機関
- (b) 発電機並びに推進又は航行の安全に係のある補機を駆動する往復動内燃機関
- (c) 中間軸，スラスト軸及び当該軸受
- (d) 補機類（空気圧縮機，ポンプ類，貨物油ポンプを駆動するタービン，熱交換器，空気槽，甲板機械，造水装置等）

((3)は省略)

附 則（改正その 1）

1. この達は、2020 年 12 月 24 日から施行する。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-9.(6)を次のように改める。

-9. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

(1)から(5)は省略)

(6) (削除) 国際航海に従事しない危険化学品ばら積船の要件

~~(a) 2007年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事しない危険化学品ばら積船は、2011年12月31日までに、規則 S 編に規定する要件を満たしていることを検査により確認を受ける。ただし、専ら規則 S 編 17 章表 S17.1 の“e「船型」”欄に“(k)”が記されている貨物の運送に従事している危険化学品ばら積船又は専用船として以下の i) から vi) に掲げる各貨物のみの運送に特化して設計された危険化学品ばら積船にあっては、2016年12月31日までに、規則 S 編 2 章に規定する要件を満たしていることを検査により確認を受けることとしてよい。~~

~~i) 硫酸アルミニウム（水溶液）~~

~~ii) リグニンスルホン酸カルシウム（水溶液）~~

~~iii) イプシロン-カプロラクタム（熔融状のもの又は水溶液に限る。）~~

~~iv) リグニンスルホン酸ナトリウム塩（水溶液）~~

~~v) 無水フタル酸（熔融状のものに限る。）~~

~~vi) 次亜塩素酸ナトリウム（水溶液）（濃度が 15 質量%以下のものに限る。）~~

~~(b) 2007年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事しない危険化学品ばら積船の内、表 B1.1.3-1. に掲げる貨物を積載する危険化学品ばら積船にあっては、2007年1月1日以降の最初に予定されている定期検査又は中間検査（検査のために入渠又は上架を行うものに限る。）の時に、表 B1.1.3-1. の特別要件により要求される装置を備えていることを、検査により確認を受ける。~~

~~(c) 2009年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事しない危険化学品ばら積船の内、表 B1.1.3-2. に掲げる貨物を積載する危険化学品ばら積船にあっては、2013年12月31日までに、表 B1.1.3-2. に掲げる要件を満たしていることを検査により確認を受ける。~~

~~(d) 2009年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事しない危険化学品ばら積船の内、表 B1.1.3-3. に掲げる貨物を積載する危険化学品ばら積船にあっては、2011年12月31日（2009年1月1日以降の最初に予定されている定期検査又は中間検査（検査のために入渠又は上架を行うものに限る。）の時期が 2012年1月1日以降である場合には、その日）までに、表 B1.1.3-3. に掲げる要件を満たしていることを検査により確認を受ける。~~

~~(e) 2009年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事しない危険化学品ば~~

~~ら積船の内、表 B1.1.3-4.に掲げる貨物を積載する危険化学品ばら積船にあっては、2009 年 1 月 1 日以降の最初に予定されている定期検査又は中間検査（検査のために入渠又は上架を行うものに限る。）の時に、表 B1.1.3-4.に掲げる要件を満たしていることを検査により確認を受ける。~~

((7)から(26)は省略)

表 B1.1.3-1.から表 B1.1.3-4.を削る。

~~表 B1.1.3-1. 特別要件一覧表~~

貨物品名	鋼船規則 S 編 表 17.1 の “e” 欄中の特別要件
アセトニシアノヒドリン	15.13
酪酸	15.19.6
ジクロロメタン	15.19.6
2,2-ジクロロプロピオン酸	15.19.6
ホスホン酸水素ジメチル	15.19.6
エチレンジグリコールメチルエーテルアセタート	15.19.6
グルタルアルデヒド（水溶液）（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）	15.19.6
イソプロパノールアミン	15.19.6
メタクリル酸	15.19.6
酢酸ノルマルオクタチル	15.19.6
水酸化カリウム（水溶液）	15.19.6
ノルマルプロパノールアミン	15.19.6
水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合物（水溶液）（水素化ほう素ナトリウムの濃度が 15 質量%以下のものに限る。）	15.19.6
硫酸	15.19.6
廃硫酸	15.19.6
トリメチル酢酸	15.19.6

~~表 B1.1.3-2. 要件一覧表~~

貨物品名	鋼船規則 S 編 表 17.1 の要件
グリセリンモノオレイン酸	全て
長鎖アルキル（アルキル基の炭素数が 11 から 40 までのもの及びその混合物に限る。）カルシウムフェネート	“e” 欄中の船型
長鎖（炭素数が 16 以上のもの及びその混合物に限る。）アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物	“e” 欄中の船型
ペトロラタム	“e” 欄中の船型
ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が 18 から 22 までのもの及びその混合物に限る。）及びキシレンの混合物	“e” 欄中の船型
トリメチル酢酸	“e” 欄中の船型
ロックス	“e” 欄中の船型
キシレノール	“e” 欄中の船型
メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物	“F” 欄中の消火剤等
1,6-ヘキサシジオール（蒸留留出物）	“F” 欄中の消火剤等
イソブチルメタクリレート	“F” 欄中の消火剤等
塩化カリウム（水溶液）	“F” 欄中の消火剤等
アクリル酸	“e” 欄中の特別要件

表 B1.1.3-3. 要件一覧表

貨物品名	鋼船規則S編 表 17.1 の要件
ポリプロピレングリコール	“g” 欄中の通気装置
アクリル酸	“g” 欄中の計測装置
ノルマルアルカン (炭素数が 10 以上のもの及びその混合物に限る。)	“f” 欄中の消火剤等
アルキルジチオチアジアゾール (アルキル基の炭素数が 6 から 24 までのもの及びその混合物に限る。)	“f” 欄中の消火剤等
オクタン酸	“f” 欄中の消火剤等
ペトロラタム	“f” 欄中の消火剤等
酢酸トリデシル	“f” 欄中の消火剤等
イソアルカン (炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。) 及びシクロアルカン (炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る。) 並びにその混合物	“o” 欄中の特別要件
ノルマルアルカン (炭素数が 10 以上のもの及びその混合物に限る。)	“o” 欄中の特別要件
アルキルジチオチアジアゾール (アルキル基の炭素数が 6 から 24 までのもの及びその混合物に限る。)	“o” 欄中の特別要件
アンモニア (水溶液) (濃度が 28 質量%以下のものに限る。)	“o” 欄中の特別要件
酢酸ベンジル	“o” 欄中の特別要件
4-クロロ-2-メチルブ-1-ノキシ酢酸ジメチルアミン塩 (水溶液)	“o” 欄中の特別要件
フタル酸ジエチル	“o” 欄中の特別要件
ジメチルオクタン酸	“o” 欄中の特別要件
アルカリルポリエーテル (アルキル基の炭素数が 11 から 20 までのもの及びその混合物に限る。)	“o” 欄中の特別要件
ネオデカン酸	“o” 欄中の特別要件
オクタン酸	“o” 欄中の特別要件
ペトロラタム	“o” 欄中の特別要件
パイン油	“o” 欄中の特別要件
ポリオレフィンホスホロスルフィドバリウム化合物 (炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。)	“o” 欄中の特別要件
ポリプロピレングリコール	“o” 欄中の特別要件
テトラエチレンペンタミン	“o” 欄中の特別要件
テトラヒドロオクタレン	“o” 欄中の特別要件
テトラメチルベンゼン	“o” 欄中の特別要件
1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン	“o” 欄中の特別要件
酢酸トリデシル	“o” 欄中の特別要件
トリエチレントトラミン	“o” 欄中の特別要件
イソ酪酸 2,2,4-トリメチル-3-ヒドロキシペンチル	“o” 欄中の特別要件
ワックス	“o” 欄中の特別要件
アルカリルジチオチ酸亜鉛 (アルキル基の炭素数が 7 から 16 までのもの及びその混合物に限る。)	“o” 欄中の特別要件

表 B1.1.3-4. 要件一覧表

貨物品名	鋼船規則S編 表 17.1 の要件
2-メチルチオプロピオンアルデヒド	“4” 欄中のガス検知装置
脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 20 以上のもの及びその化合物に限る。）	“6” 欄中の特別要件
ベンジルアルコール	“6” 欄中の特別要件
長鎖アルキル（アルキル基の炭素数が 5 から 10 までのもの及びその混合物に限る。）カルシウムフエネート	“6” 欄中の特別要件
長鎖アルキル（アルキル基の炭素数が 11 から 40 までのもの及びその混合物に限る。）カルシウムフエネート	“6” 欄中の特別要件
シクロヘキサノン及びシクロヘキサノールの混合物	“6” 欄中の特別要件
ジエチレントリアミン	“6” 欄中の特別要件
グルタル酸ジメチル	“6” 欄中の特別要件
フタル酸ジメチル	“6” 欄中の特別要件
メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物	“6” 欄中の特別要件
長鎖（炭素数が 16 以上のもの及びその混合物に限る。）アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物	“6” 欄中の特別要件
エチレンジアノヒドリン	“6” 欄中の特別要件
エチレンジグリコールモノブチルエーテルアセテート	“6” 欄中の特別要件
エチレンジグリコールジアセテート	“6” 欄中の特別要件
フルフルアルコール	“6” 欄中の特別要件
イソホロン	“6” 欄中の特別要件
ラクトニトリル（水溶液）（濃度が 80 質量%以下のものに限る。）	“6” 欄中の特別要件
メチルジエタノールアミン	“6” 欄中の特別要件
2-メチル-6-エチルアネリン	“6” 欄中の特別要件
ポリ硫酸第二鉄（水溶液）	“6” 欄中の特別要件
ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。）溶媒溶液	“6” 欄中の特別要件
ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。）	“6” 欄中の特別要件
チオ硫酸カリウム（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）	“6” 欄中の特別要件
ベータプロピオラクトン	“6” 欄中の特別要件
無水プロピオン酸	“6” 欄中の特別要件
水酸化ナトリウム（水溶液）	“6” 欄中の特別要件
塩酸ナトリウム（水溶液）	“6” 欄中の特別要件
1,1,1-トリクロロエタン	“6” 欄中の特別要件

附 則（改正その 2）

1. この達は、2021 年 1 月 1 日から施行する。